

令和6年度第1回魅力ある農業・農山村づくり検討委員会 議事録

1 日 時 令和6年5月7日（火）13時30分～16時00分

2 場 所 埼玉会館 5C会議室

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

服部俊宏、竹田麻里、石井清美、遠山いづみ、豊増洋右、小柳直昭

(2) 県

横塚農林部長、中村農業ビジネス支援課長（以下「農ビ課長」）、西澤農村整備課長（以下「農整課長」）、小川農産物安全課長（以下「農安課長」）

(3) 事務局

農業ビジネス支援課（中村課長、中島副課長、杉山主幹、岡田技師、江崎主事、茂木主事）

農村整備課（塚本副課長、高橋主幹、川鍋主任）

農産物安全課（山田主幹、亀有主査、荒川主事）

4 主 催 埼玉県

5 概 要

(1) 開 会 中島副課長

(2) 部長挨拶 横塚農林部長

(3) 委員紹介

(4) 会長挨拶

(5) 報 告

ア 多面的機能支援事業について【資料1】（説明者：農整課長）

委 員 令和6年度実施計画で、事務委託の推進を掲げているが、具体的な委託先はどこを考えているか。

農整課長 既に事務委託を行っている組織があり、具体的な委託先は埼玉県土地改良事業団体連合会や地元の土地改良区が挙げられる。埼玉県土地改良事業団体連合会には50組織ほど、地元の土地改良区には10組織ほど事務委託を行っている。このような事務委託をさらに拡大していきたいと考えている。

委 員 事務委託を行う場合は複数の組織を広域化するのが前提となるか。

農整課長 小規模な組織は委託金額を支払うことができないため、組織を広域化することで事務委託を行うことを想定している。

委 員 農林水産省の本交付金のパンフレットにSDGsの視点が追加された。県

としては本交付金が SDGs にどう関わっているか、どのように PR する予定か。

農整課長 活動組織や市町村職員を対象とした研修会を活用し、PR を行っていく。

委 員 小学校や中学校への PR は検討しているか。

農整課長 現時点では検討していないが、構成員に子ども会が加入している組織もあるため、そのような視点も取り入れながら今後検討したい。

委 員 広域化について、中間管理機構との連携はあるか。

農整課長 中間管理機構やほ場整備事業とセットで推進を図っている。

委 員 地域に若者が少なくなっている中、大学生が本交付金の活動に参加できるような流れがあるとよいと考えている。

農整課長 令和 6 年度実施計画で多様な人材の参画を掲げているところであるため、大学生の活動参画も視野に入れ推進を行っていききたい。

委 員 鳥獣被害防止対策について、防護柵の補修などの取組は、どの程度のものか。

事務局 長寿命化の取組では、防護柵の更新や補修が取組の対象となる。

取組については中山間地域の秩父市や横瀬町などが実施している。

委 員 長寿命化について、令和 4 年度くらいまで取組面積は伸びているが、令和 5 年度以降からは伸びが落ち着いている。地域としては長寿命化を実施したいが、国の予算配分の問題もあり、実施できていないことはあるか。

農整課長 長寿命化は組織の要望額に対して、満額配分できていない状況となり、限られた予算の中で実施している。

委 員 長寿命化予算がフレキシブルに配分されれば、農地維持支払の取組を拡大するような組織もあるか。

農整課長 そういった組織もあると思われる。

イ 環境保全型農業直接支払事業について【資料 2】(説明者：農安課長)

委 員 令和 5 年度実績の取組市町村の分布図について、白はどの取組か。

農安課長 白は取組を行っていない地域である。

委 員 その地域に対しての働きかけはしているか。

農安課長 本事業の取組については、市町村を通じて推進を行っている。

市町村へは説明会を行っており、その中で推進についても働きかけている。もし、身近に取組を行っている方がいれば、市町村に御相談いただくなど、投げかけに協力をしていただきたい。

委 員 対象者について、農業者が 2 名以上いる団体ということだが、団体でなければならぬ理由は、また、個人は対象とならないのか。

農安課長 交付対象者要件は、国で定めている。一定の面積以上という要件はあるが、要件を満たせば、個人でも取り組み可能である。

委員 埼玉県の前物の区分別実績はあるか。

事務局 令和4年の実績となるが、水稲が全体の35パーセント、いも・野菜類が32パーセント、麦・豆類が25パーセント、果樹・茶が5パーセントとなっている。

委員 支援対象者の要件だが、個人も対象であると捉えやすい表現にした方が、今まで以上に、対象者を見つけやすくなると感じた。埼玉県では水稲の取組が全国に対して少なく、このあたりが、次の分析対象になるのではないか。

農安課長 今後は、個人でも取り組めるところを丁寧に説明し、市町村等に推進を図っていく。また、全国実績との比較などの分析をし、今後の推進に役立てていきたい。

ウ 中山間地域等直接支払事業について【資料3】(説明者：農ビ課長)

委員 事務手続きや報告等の具体的な委託業務先に関して考えはあるか。

事務局 現時点で、委託先候補は挙がっていない。

委員 県レベルでは難しいと思われるが、委託業務に関して制度設計するなど必要ではないかと個人的には考えている。

農ビ課長 本事業の事務が委託になじむか、他県の例も調べながら負担軽減に向けた取組を検討していく。

エ 中山間地域ふるさと事業について【資料4】(説明者：農ビ課長)

質疑応答なし

(7) 議事 環境保全型農業直接支払交付金の最終評価(案)について【資料5】

(説明者：農安課長)

委員 取組面積増加の要因は。

農安課長 有機農業やカバークロップの取組の増加が、本県の環境保全型農業の取組拡大の要因となっている。従来から有機農業を行っている方が、農地を集約して拡大をしたケースや、新たに有機農業に取り組むという方が増えてきていることが要因として考えられる。

委員 その要因を背景として、今後の方針に繋がっていくということになるのか。理解した。

委員 最終報告書には、国への意見や要望といった項目はないのか。技術実証ほの設置は、具体的にはどのような内容か。

農安課長 国で定めている最終報告様式には、要望等を記載する項目は設けられていない。化学肥料、化学合成農薬の低減技術について、技術実証ほを設置していく。また、埼玉県においては、令和5年度に県の事業で技術実証を行うための機械導入等への補助事業も行っており、ここから得られた知見

等をまとめて、広くフィードバックを図っていききたい。

委員 今後の方針に「県内各地域の気候や作物に応じた化学肥料・化学合成農薬低減技術の確立及び普及」とあるが、どのような計画か。

農安課長 現在のところ、具体的な計画は定まっていないが、地域ごとに栽培されている作物の分布は異なるため、その地域の作物に応じた化学肥料、化学合成農薬の低減技術の普及を図っていききたいと考えている。

委員 有機農業を中心に、令和3年度から4年度にかけての取組面積の増加が大きいですが、この頃、国の取組に変更があったがそれらによるものか。

農安課長 国の取組の変更によるものかどうか、理由については分析しきれていない。今後、どのような要因であったか、取組面積の増加が大きい市町村へ意見を聞いてみたい。

委員 生物多様性保全効果について、水生生物の調査は行ったか。

農安課長 令和3年度に行った調査については、国のマニュアルに基づき調査を実施した。調査対象生物については、指定されている中から3種類を選択して調査を行う方法となっており、水生生物も国のマニュアルでは、対象に挙げられていたが、本県においては、サギ類とクモ類、指標植物について選択し調査を実施した。

委員 生物多様性保全効果が、本県では明確な差があらわれず、うまく計測ができなかったが、結果の妥当性や調査方法の妥当性について分析が必要なのではないか。

農安課長 調査結果については、調査当時に今回の内容で国へ報告し、全国の調査結果を基に分析が行われている。妥当性については、調査当時にもう少し分析を行う必要があったのかもしれないと考えている。

委員 堆肥の施用については取組面積が減少している。今後も取組面積を伸ばしていくにあたっては、このあたりの分析も必要ではないか。

農安課長 堆肥の施用については、令和2年度と比べると若干低い数値で推移している状況であるが、資材費高騰のあおりを受け、化学肥料価格が高騰しており、近年、化学肥料に代わるものとして堆肥の施用が全国的に進められている。そのため、今後は、堆肥の施用の取組面積は、伸びていくと考えている。

委員 県における環境保全型農業推進の方針等に「有機農業に地域ぐるみで取り組む市町村等を支援」とあるが、ここでの地域ぐるみの意味は、面的な取組というよりは、消費者と生産者の産地での関わりなどの地域としての意味合いなのか。

農安課長 地域で連帯感を持ち、生産者の生産面だけではなく、地域での学校給食や地元レストランなどでの消費も含めてという意味での地域ぐるみである。

委員 先ほど委員から国への意見や要望について話があったが、意見等はある

か。

委員 環境保全型農業直接支払交付金は、様式を見るとものすごく手間のかかる書類が多い。事務手続きの簡素化については、国へ意見をあげていただきたい。

委員 国で掲げているみどりの食料システム戦略について、有機農業に関する目標の数値はとても高く掲げられている。高い目標を掲げるのはいいことだが、現場としての県、市町村では、目標のように有機農業者や面積が増えるわけではない。有機農業者や有機農業の取組面積を増やすため、ぜひ、交付金等の金額を上げることや、有機農業者の掘り起こしなどを進めていただきたい。

委員 埼玉県の農業大学校では、有機農業のコースは1年の短期コースがある。全国的には県の農業大学校の本科で有機農業のコースを持っているのは、島根県の農業大学校があるが、埼玉県の場合は特に大消費地である東京も近く、アピールする効果もあるので、個人的には短期の有機農業コースを2年のコースにあげていただければ、有機農業の場が広がると思っている。

委員 有機農業の普及に向けて、現場で感じているのは物流面での課題である。有機農産物を少量で集めていると全体的なコストも合わないため、慣行農産物などの他の商品部との統合という事情などから、流通センターや物流センターをなるべく集約していきたいという案内が現場に来ている。例えば、大手スーパーの流通センターも千葉にあったものが茨城に集約されるなど、特に小規模な有機生産者にとっては、今までよりも出荷が物理的に難しい物流網になりつつある。助成金で生産面での支援があっても、作ったものが売れないといった状況が現実味を帯びてきているため、物流面での支援についても必要であると考えている。

農安課長 いただいた国への意見の繋ぎ方については検討する。

委員 令和7年から、農地の貸借が中間管理機構での貸借に一本化されることで、慣行栽培から有機への転換は行いやすくなり、集約化ができることで有機農業の幅が広がると思う。ただし、慣行栽培農業者としたら、害虫対策や増産が難しいという点で、有機農業への転換が難しいと感じているため、技術実証等の研究の成果を伝えつつ、有機農業を広げてほしい。

農安課長 有機農業の取組の拡大については、環境保全型農業直接支払制度を有効に活用しながら取り組んでいただきたい。みどりの食料システム戦略の動きと連動して、環境保全型農業を推進していきたい。

委員 最終評価報告書案については、特に修正はなく、この形で国へ提出いただく。意見や要望については、機会を見て、何かしらの方法で国に伝えていただく方向で進めていただき、内容については、私に一任させていただ

こうと思う。

(8) その他

総括質疑・意見等

なし

(9) 閉会